

資料4-1  
佐藤参加人提出資料

# ひとり親家庭の支援施策の 在り方について

H25.7.8 (月)

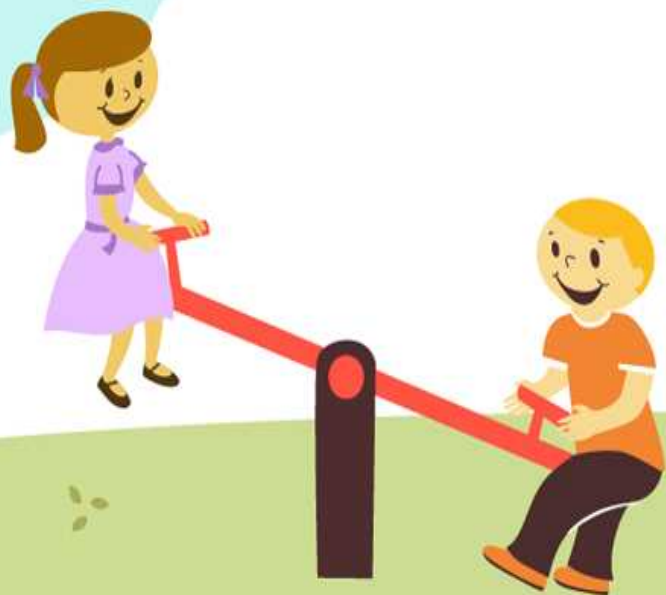
ハンド・イン・ハンドの会

Hand in Hand



# ひとり親家庭の現状 認識（母子家庭を中心に）

ひとり親家庭の支援施策の在り方に関する専門委員会資料より①



# ①ひとり親家庭の主要統計データ

## ～平成23年全国母子世帯等調査の概要～

- 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯(推計値)。  
○ 主要なデータは次のとおり。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(世帯の収入)	291万円	455万円
5 平均年間就労収入(母又は父の就労収入)	181万円	360万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

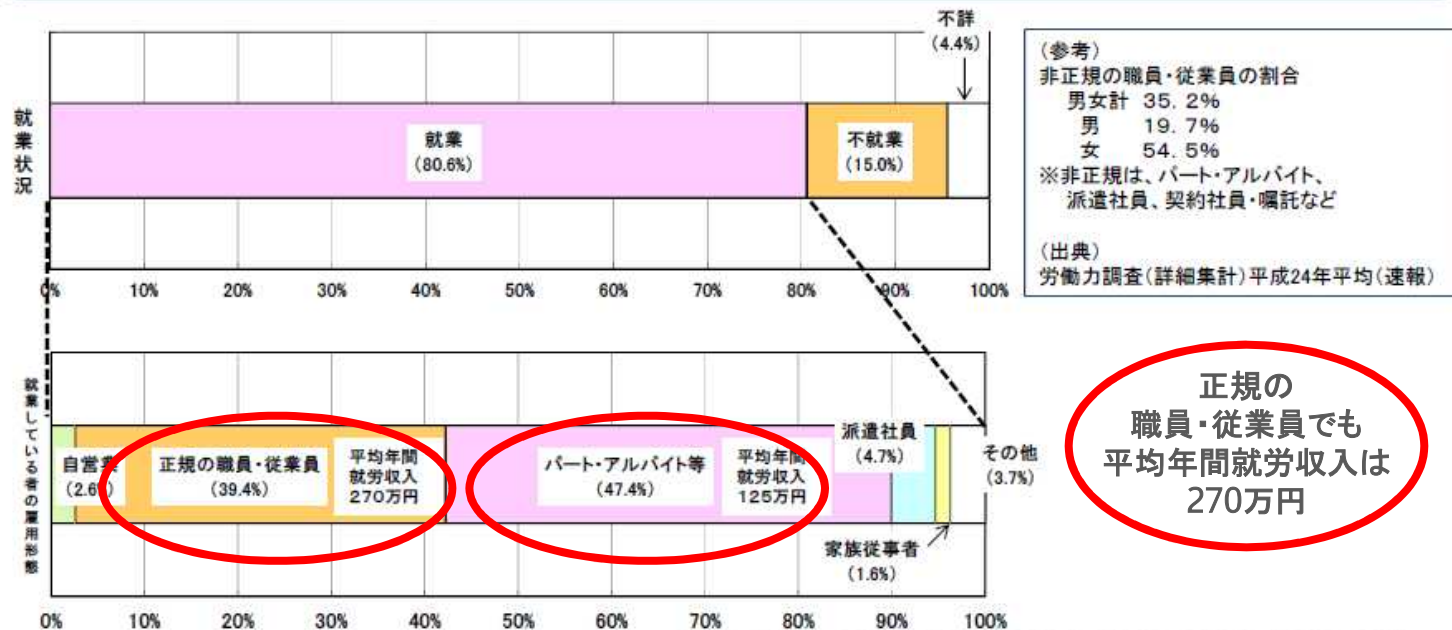
※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。



## ②母子世帯の就業状況

～高い就業率にもかかわらず低収入～

- 母子家庭の80.6%が就業。「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%（「派遣社員」を含むと52.1%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(参考)  
非正規の職員・従業員の割合  
男女計 35.2%  
男 19.7%  
女 54.5%  
※非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など  
  
(出典)  
労働力調査(詳細集計)平成24年平均(速報)

正規の職員・従業員でも平均年間就労収入は270万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

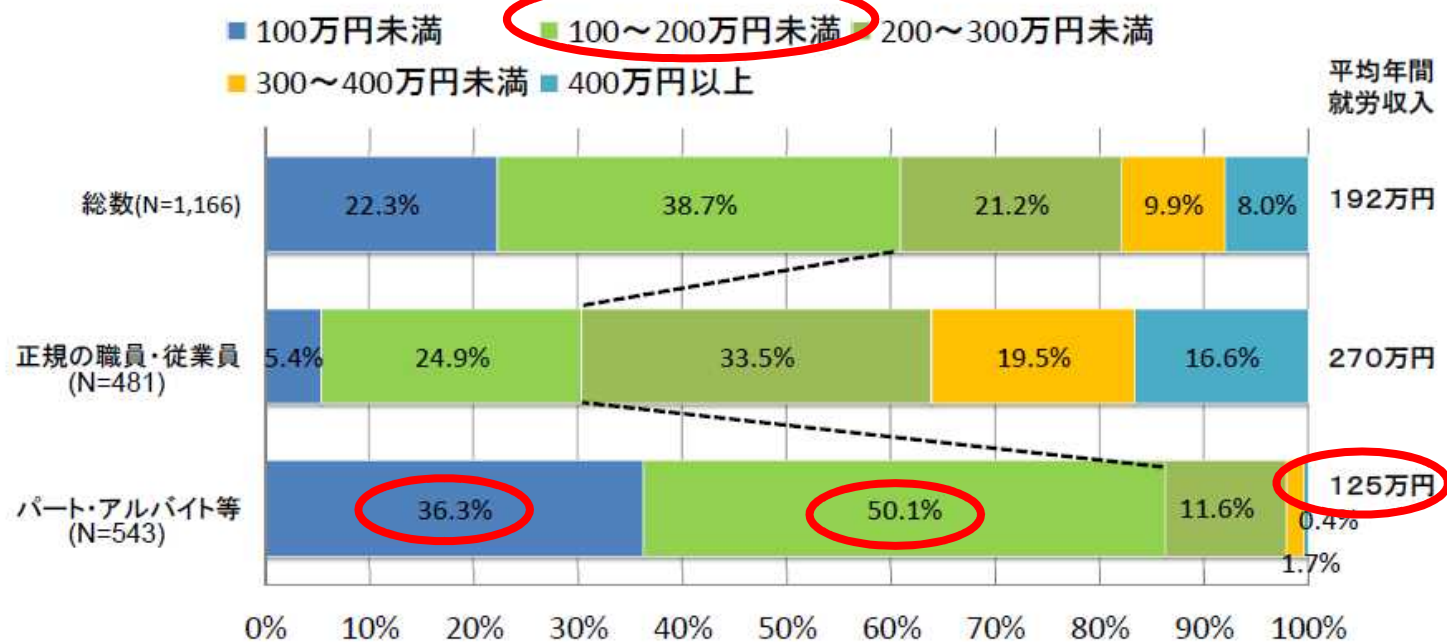
※参考《海外のひとり親家庭の就業率》  
アメリカ 73.8%、イギリス 56.2%、フランス70.1%、  
イタリア 78.0%、オランダ 56.9%、OECD平均 70.6%  
OECD「Babies and Bosses」より(2005年)



### ③母子家庭の勤労収入の状況

～パート・アルバイト等は9割弱が200万円未満～

- 現在、就業している母子世帯の母の平均年間就労収入は「正規の職員・従業員」では270万円、「パート・アルバイト等」では125万円。
- 地位別の収入分布では、正規の職員・従業員では、200万円未満が30.3%である一方、パート・アルバイト等では、200万円未満が86.4%を占める。



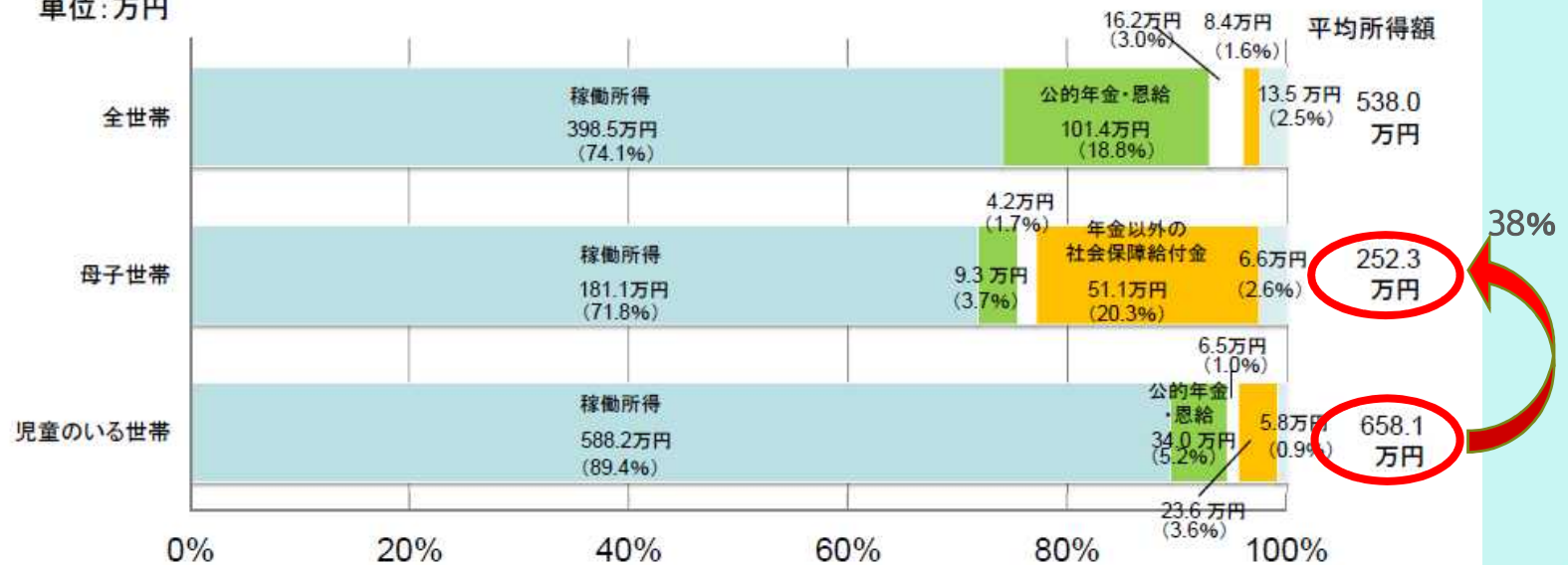
# ④世帯類型別の所得の種類別平均所得額の状況

～際立つ稼働所得の小ささ～

○母子世帯の総所得は年間252.3万円。「全世帯」の47%、「児童のいる世帯」の38%に過ぎない  
 (平成23年国民生活基礎調査)  
 ○その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。「児童のいる世帯」の31%に過ぎない。  
 ※ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%と、高い水準になっている。

■稼働所得 ■ 公的年金・恩給 □ 財産所得 ■ 年金以外の社会保障給付金 ■ 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得

単位:万円

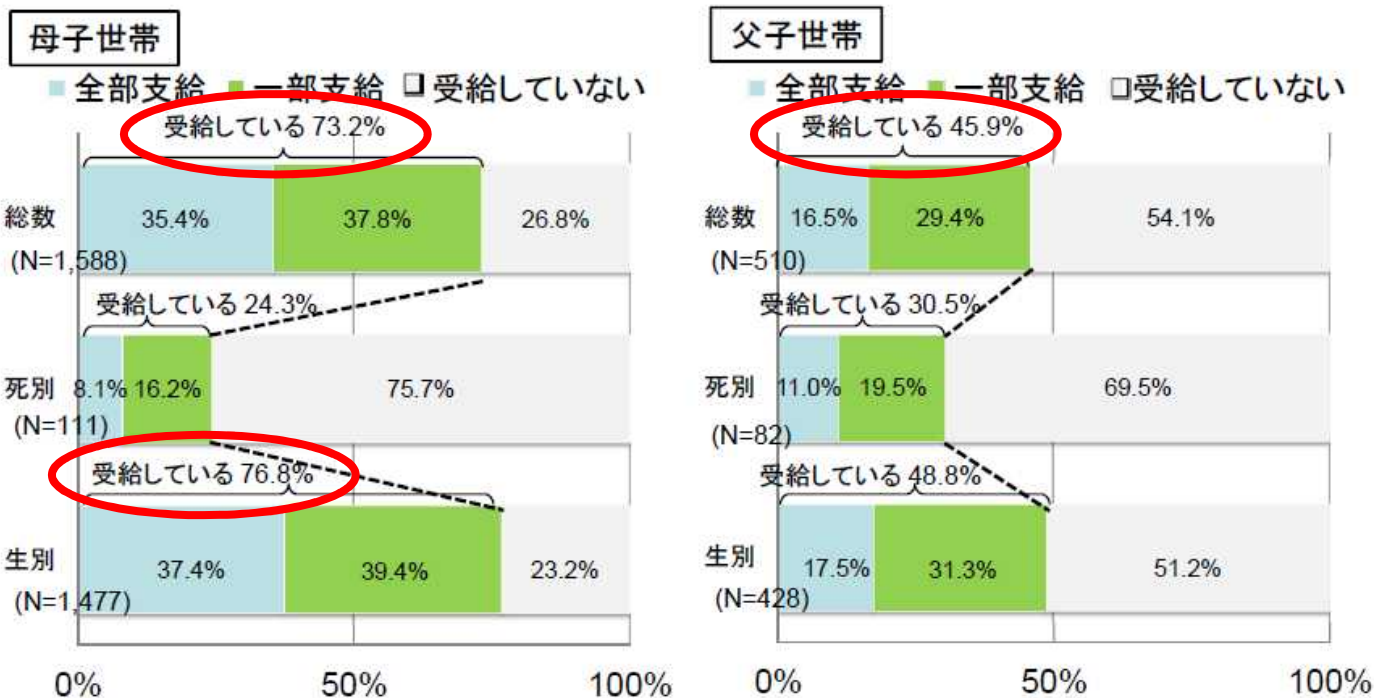


(出典)平成23年度国民生活基礎調査



# ⑤ひとり親家庭の児童扶養手当の受給状況 ～母子家庭の7割超、父子家庭の半数弱が受給～

○母子世帯では、母が児童扶養手当を受給している割合が73.2%であるのに対して、父子世帯では、父が児童扶養手当を受給している割合は45.9%である。



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査



## ⑥児童扶養手当受給者数の推移 ～顕著な増加傾向、全額受給者は6割弱～

○平成24年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例(速報値))

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯
		離婚	その他				
母子世帯	978,848 (100.0%)	872,990 (89.2%)	1,452 (0.2%)	8,148 (0.8%)	88,624 (9.1%)	4,287 (0.4%)	3,347 (0.3%)
父子世帯	61,650 (100.0%)	53,876 (87.4%)	40 (0.0%)	5,784 (9.4%)	582 (1.0%)	1,129 (1.8%)	239 (0.4%)
その他世帯	30,968						
計	1,071,466						

○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、平成23年度末は1,071,466人となっている。

(平成22年8月より父子家庭の父等に支給対象を拡大)

(東日本大震災の影響により、郡山市及びいわき市以外の福島県を除いて集計)

○平成23年度末において、全部支給者は614,591人(57.4%)、一部支給者は456,875人(42.6%)である。



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)



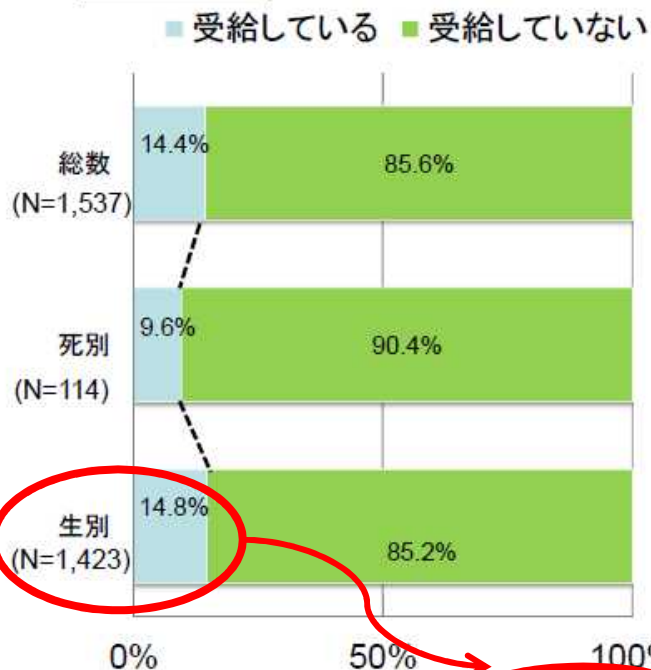


# ⑦ひとり親世帯の生活保護の受給状況

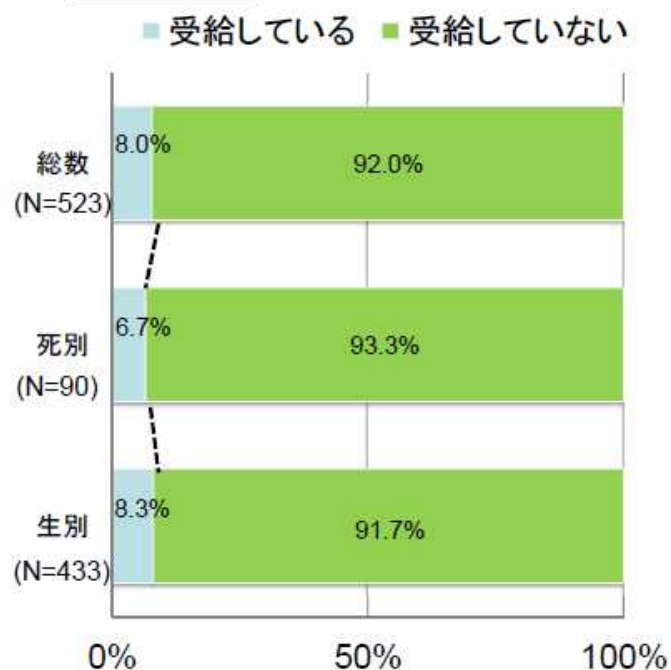
～母子家庭の14.4%が生活保護を受給～

○母子世帯では、生活保護を受給している割合が14.4%であるのに対して、父子世帯では、生活保護を受給している割合は8.0%である。

母子世帯



父子世帯



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査 111,776世帯

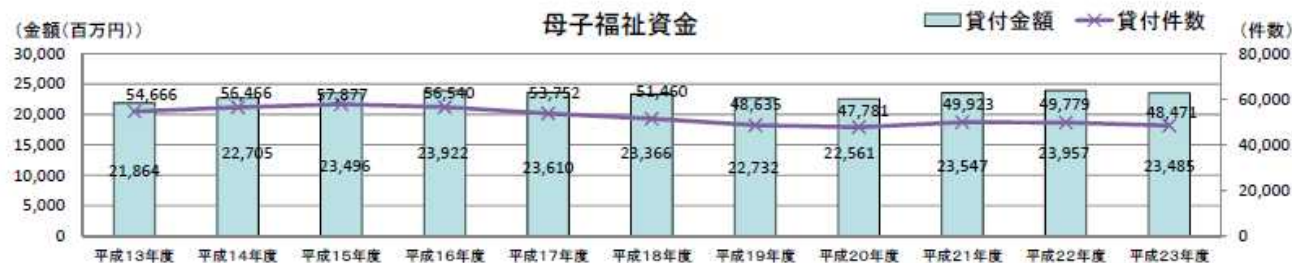
厚労省 被保護者調査(平成25年3月分概数)



# ⑧母子寡婦福祉資金貸付金の貸付実績

## ～貸付実績（金額）8割が修学資金～

- 貸付金額は、230～250億円で推移している。
- 貸付件数は、減少傾向にある。



# 現状のひとり親家庭 の支援について

ひとり親家庭の支援施策の在り方に関する専門委員会資料より②



平成14年 母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正  
「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化

---

## 支援施策の4本柱

- 就業支援
- 子育て・生活支援
- 養育費確保支援
- 経済的支援



# 就業支援

- マザーズハローワーク事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
  - ①就業支援事業 ②就業支援講習会等事業 ③就業情報提供事業
- 母子自立支援プログラム策定等事業
- 「福祉から就労」支援事業
- 自立支援教育訓練給付金事業
- 高等技能訓練費促進費等事業
- ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（安心こども基金）
- ひとり親家庭等を雇用する事業主が活用できる助成金・奨励金



# 子育て・生活支援

- ひとり親家庭生活支援事業
  - ①ひとり親家庭相談支援事業 ②生活支援講習会等事業
  - ③ひとり親家庭情報交換事業 ④児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）
  - ⑤学習ボランティア事業（平成24年度新規事業）
- 母子家庭等日常生活支援事業
- 母子生活支援施設
- 保育所の優先入所等について
- 子育て短期支援事業
- 修学資金等の貸付（母子寡婦福祉資金貸付金）



## 養育費確保支援

- 養育費に関する規定の創設（平成15年4月施行）
- 強制執行手続きの改善（平成16年4月施行）
  - 一度の申し立てで将来の分についても給与等の差し押さえが可能に
- 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（母子寡婦福祉資金）
- 養育費算定基準の周知等（平成16年3月）
- 離婚届時における養育費取り決めの促進策の実施（平成17年8月）
- 養育相談支援センターの創設（平成19年度）
- 民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

離婚届に、親子の面会交流、養育費について取り決めの有無のチェック欄



# 経済的支援

- 児童扶養手当

- 【検討課題】

- ① DV被害者に対する児童扶養手当の支給について

- ② 児童扶養手当の公的年金との併給調整について

- ③ 児童扶養手当の一部支給停止及び適用除外について

- (参考) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由

- 就業している、求職活動等自立支援を図る活動をしている場合等

- ④ 離婚した父の所得による所得制限（未施行）について

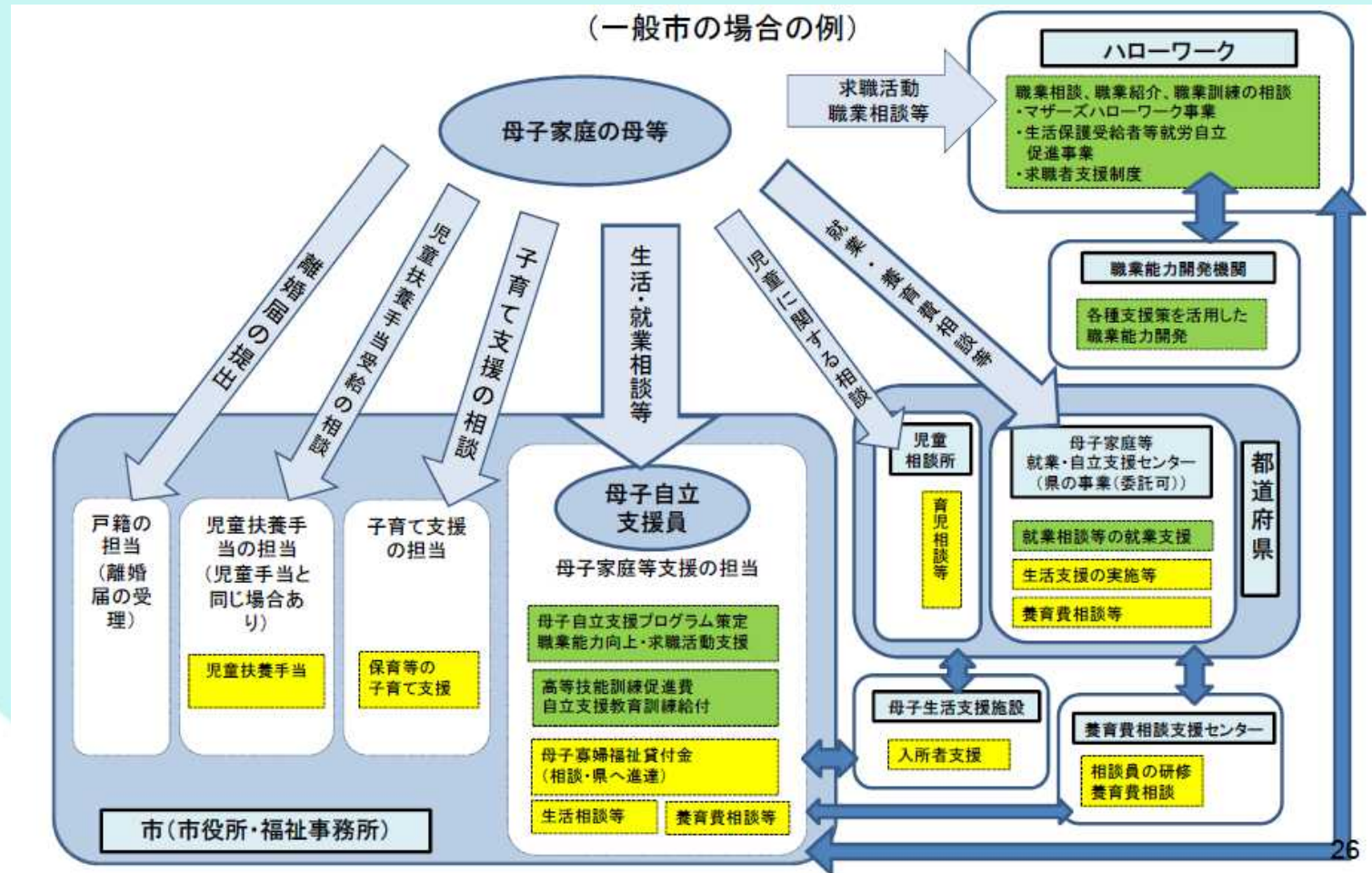
- 母子寡婦福祉資金貸付金





# ひとり親への支援に係る主な機関

豊富な支援メニュー ～でもどこに相談すればいいの？～



# 現状の支援施策 から見えてくる課題

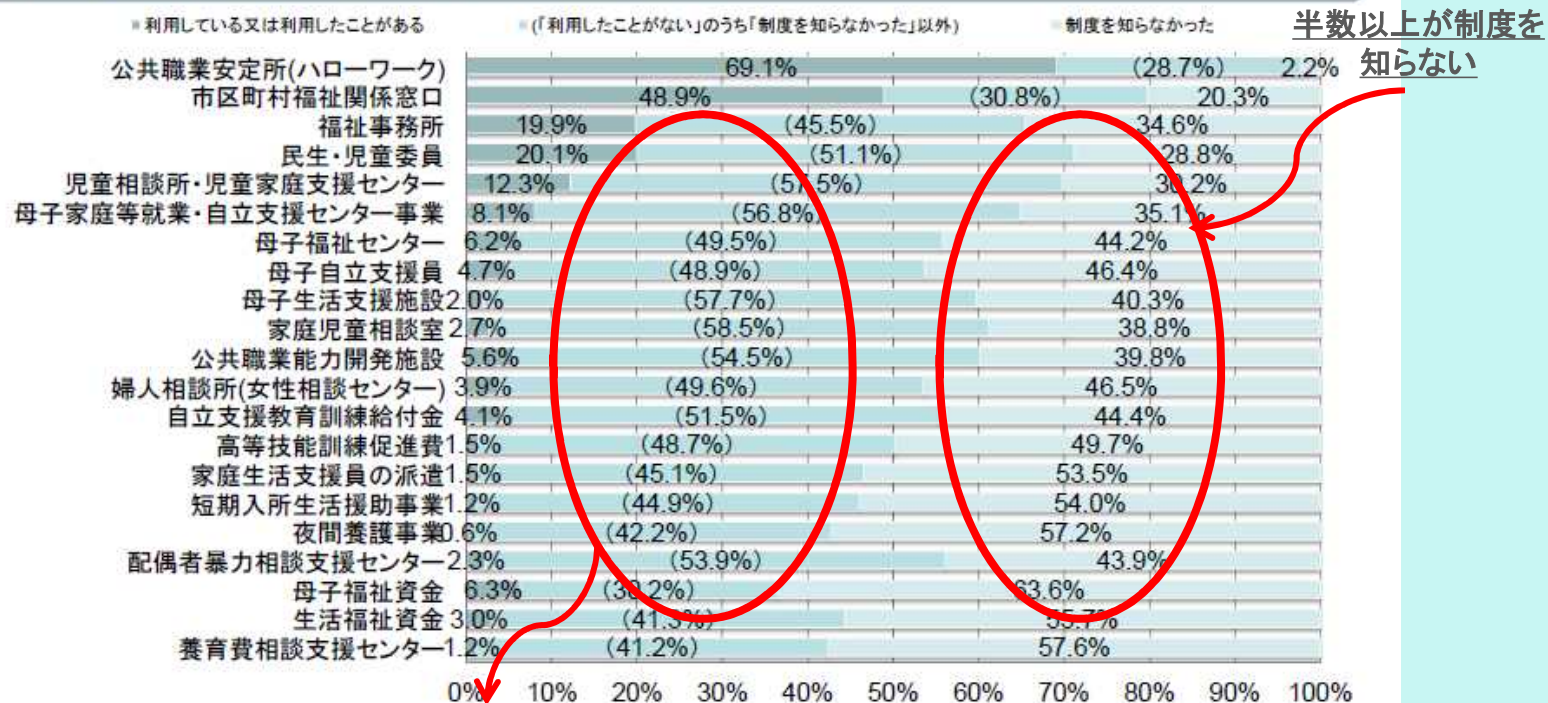
就業・自立に向けた総合的な支援になっているか？



# 豊富なメニューも知らなければ利用できない

## 母子世帯における公的制度等の利用・周知状況

○ 母子世帯の公的制度等の周知状況については、全体に占める「制度を知らなかった」の割合が「公共職業安定所(ハローワーク)」などは比較的低い一方、他のひとり親家庭支援施策については3割~6割程度であり、認知度は高くないことから、更なる周知と利用促進が必要。



半数以上が制度を知らない

制度を知っていても利用しない人が大半

(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査



# 支援施策のメニューは豊富でも利用は限定的

- 支援事業を実施している自治体と未実施の自治体の混在

例) 母子自立支援プログラム策定事業

実施状況 43都道府県

指定都市19か所は実施率100%

→自立支援プログラムを策定できる人員確保にも問題？

- 居住地で事業を実施していなければ利用したくてもできない
- 居住地で事業を実施していても条件が整わないと利用できない

→申請のための物理的な問題（時間、移動に伴う費用etc.）

→事業実施自治体の中にも実施できない地域的な事情



# 公的機関に相談するひとり親は少数派

## ～母子家庭の悩み等（相談相手について）～

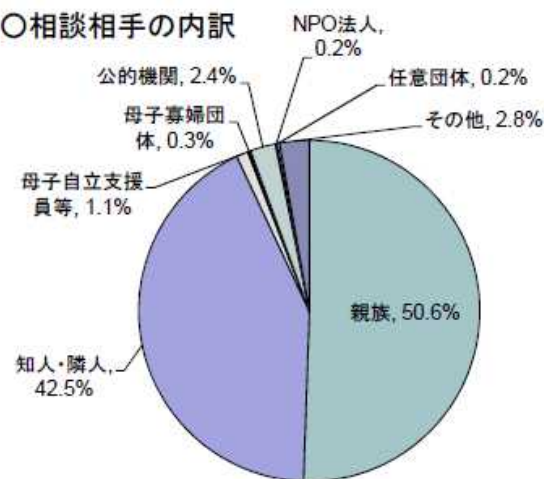
- 「相談相手あり」と回答した割合は、80.4%であり、相談相手は「親族」が最も多い。
- 「相談相手なし」のうち、61.8%が相談相手がほしいとしている。
- 相談相手がほしい者の困っていることの内訳では「家計」が最も多い。

### ○相談相手の有無

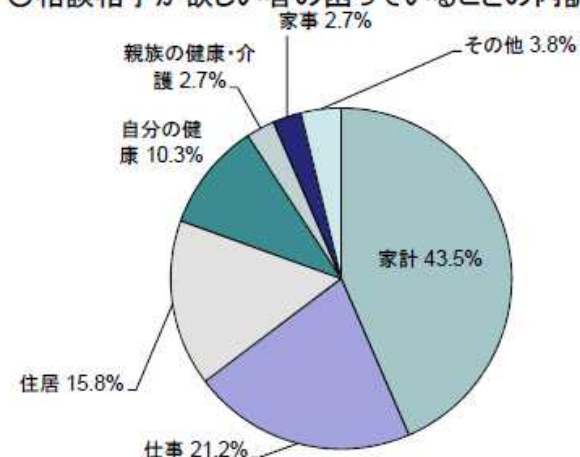
総数	相談相手あり	相談相手なし	相談相手がほしい	相談相手は必要ない
1,617 (100%)	1,300 (80.4)	317 (19.6)	196 (61.8)	121 (38.2)

家計や仕事、住居などの問題でも相談する相手は親族、知人・友人

### ○相談相手の内訳



### ○相談相手が欲しい者の困っていることの内訳



(出典)平成23年度全国母子世帯等調査



# 自立を支援する体制に係る課題

- 自治体の取組みに温度差はないか  
母子自立支援プログラム策定等事業も未実施の自治体がある  
自治体の財政もひっ迫している  
→人員配置含めひとり親家庭の支援に十分に取り組めない  
自治体における現場職員の問題認識は十分か（2～3年で異動）
- 自立を支援する母子福祉団体の基盤の脆弱さ  
資金力の弱さ  
人的資源によらざるをえない一方で専門的な知識を要する人員確保の難しさ、母子自立支援員等の処遇（非常勤雇用が多く不安定）



## そもそも、国の支援施策は十分なのか？

- 平成14年の母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正から10年が経過したが、児童扶養手当受給者は増加
  - 就業・自立に向けた総合的な支援は十分に機能しているのか？
- 事業のメニューだけ用意して、自治体まかせになってはいないか？
  - 迅速に実態を把握
    - 財政面の問題なのか、人員確保の問題なのか
  - 実施が不十分な自治体について、取組みを促すための体制整備を
    - 住居地による支援格差を解消
- 母子福祉団体等、現場の声に耳を傾けているか？



# ひとり親家庭の支援 に必要なこと

自立支援に必要な個々のニーズをつかむ





# ひとり親家庭の抱える問題の複雑さ

- 経済的困窮
- 就業に係る問題  
(再就職・転職の難しさ、低賃金・非正規雇用など)
- 住居問題 (家賃等の負担、保証人確保など)
- 転居、転校などの生活環境の変化による諸問題
- 子どものしつけ、保育、教育・進学 (学習環境、費用など)
- 健康問題 (ダブルワーク等による過重労働、医療費負担など)
- 離別親との関係 (養育費履行、面接交流など)
- DV被害、虐待等

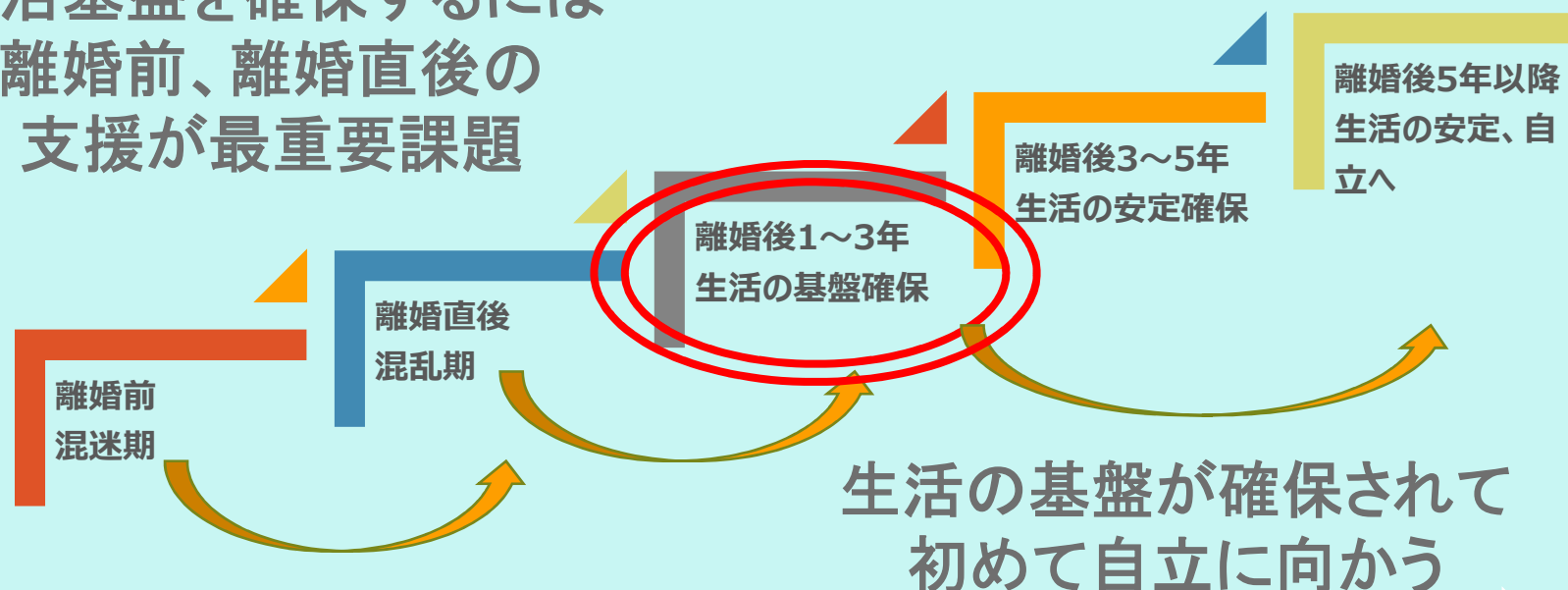
どの問題も深刻だが  
問題は一つだけではなく  
複雑に絡み合っている

緊急対応が必要な  
場合も



# ひとり親家庭の自立に向けたステップ（一例）

生活基盤を確保するには  
離婚前、離婚直後の  
支援が最重要課題



子どもの成長に伴う問題（継続的支援の必要性）

親の高齢化に伴う問題



## 生活の基盤確保に必要なもの

- 経済的安定
- 住居の安定
- 健康
- 精神的安定(親子とも)
- 周囲の配慮 (孤立を防ぐ)
- 困ったときに相談できる相手

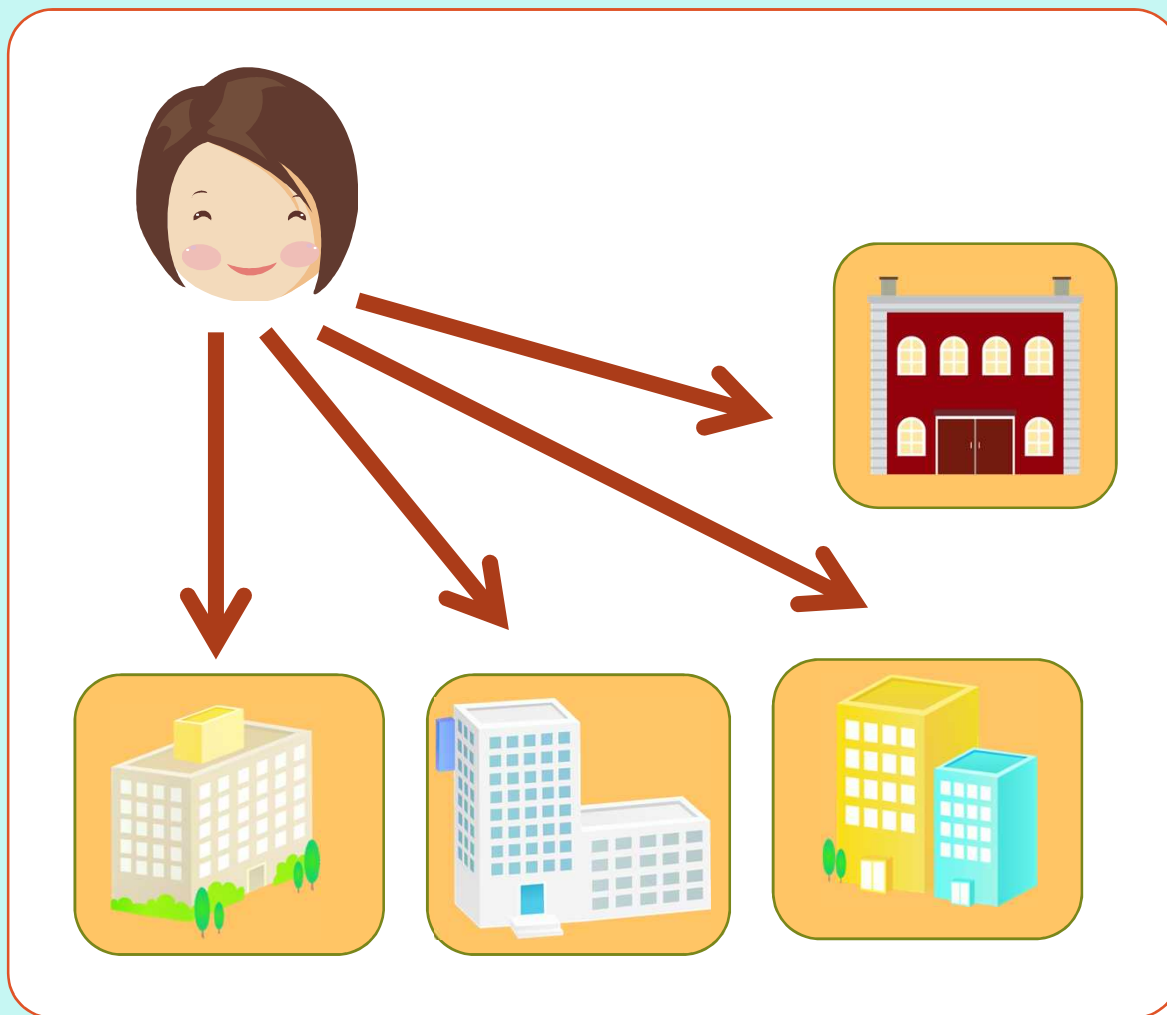
一つ欠けても生活基盤  
は確保されない



# 公的機関等によるファーストカウンセリングの重要性

- 離婚前・離婚直後（配偶者死亡直後）の支援が最重要課題
- 早期に対応することで、問題の複雑化・深刻化を防ぐ  
→問題が深刻化すればするほど自立への道のりが遠くなる
- 継続的な支援のための信頼関係構築
- 「ワンストップ・サービス」による個別支援の実施
- 関係機関との連携体制
- 公的機関は「待ち」の支援体制から「アプローチ型」支援体制へ  
→支援事業を知らないひとり親が半数以上（支援の漏れを防ぐ）
- 早期の支援体制の充実は必要だが、自立は急かさない





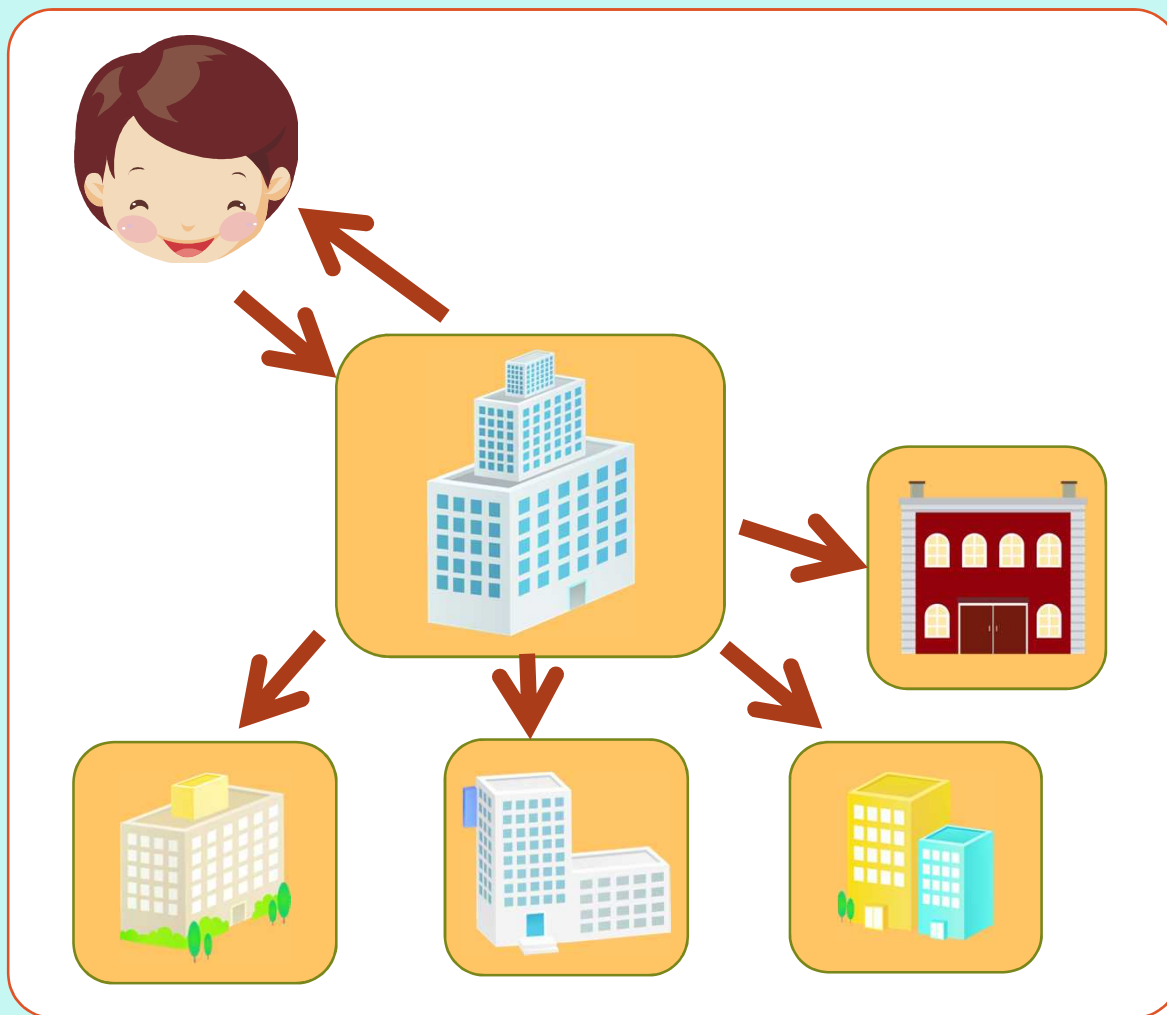
## 現状

お母さんが自ら  
個別の窓口  
相談に行く

どこの窓口に行ってもいいのかわからない場合や相談に行くことが困難な場合は、相談・支援につながらない

相談内容が分散し、支援に必要な情報も行き届かない





将来的には

一つの窓口で  
対応

いつでも  
どこでも

窓口が必要であると判断した場合は関係機関と連携

原則、離婚時は公的機関等が個別に接触する機会をもつ（アプローチする）



# 個別の施策支援 に対する提言

ニーズに合わせた制度設計を



## ①母子自立支援員について

- ファーストカウンセリングを執行するうえでも極めて重要  
しかしながら、非常勤職員の割合が高く、常勤職員は減少傾向  
(平成23年度 常勤419名 非常勤1,182名 計1601名)  
年間約78万件の相談のうち母子寡婦資金貸付金、児童扶養  
手当に係る相談が約46万5千件
- 全国で非常勤を含め1600名では絶対的に不足  
身分保障、処遇改善は喫緊の課題  
担い手不足を解消対策し、将来的な人材を育成する  
専門性を確保するための研修制度の充実





## ②高等技能訓練費促進費等事業

- 資格取得者の7割が常勤雇用につながっている

支給期間 修業期間の全期間（上限2年）

支給額 月額10万円（市町村民税非課税世帯）

平成23年度 資格取得者 3,016件（就職件数2,442件）

- 取得できる資格を増やす
- 充実した制度だが、支給額だけでは生活できない
- 生活費用のほかに修学費用も必要になるほか
- 養成機関に通学できるなどの地理的条件も必要



### ③ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について（安心こども基金）

- 家事、育児と仕事の両立が図りやすい
- 地理的条件の不利をカバーできる
- 能力開発、再就職への足掛かり

実施カ所数 45都道府県市区（平成25年1月現在）

受講人数 6,651人

- 単価が低いなど課題はあるが、自立につながるケースも
- 現行は基金から拠出しているが、継続的な支援事業に

※北海道と石巻市の取組事例を別資料で配布



## ④ひとり親家庭生活支援事業

- メニューは豊富でも未実施の自治体が多い
- 利用者から見てもメニューが多岐にわたり複雑  
→個々の状況の応じた支援策の必要性
- 学習支援ボランティア事業  
数少ない子どもに対しての直接支援  
ひとり親家庭に限定せず地域の事業として広く活用
- 母子生活支援施設  
入居者の抱える困難な状況に対する適切な支援を  
契約期間満了による退所者の継続的フォローの必要性



## ⑤ 養育費確保、面会交流について

- 養育費の支払いの制度化
- 養育費算定基準の明確化
- 利用しやすい強制執行制度の整備

監護親の経済状況によっては負担なしで強制執行ができる制度を

- 養育費の支払いにインセンティブを

年少扶養控除を復活し、養育費を支払いを履行している非監護親の所得から支払った養育費を控除可能とするなど

- 面会交流は親の収入にかかわらず子の福祉を最優先に



## ⑥ 児童扶養手当について

- ひとり親の就業・自立が十分とはいえない現状においては5年経過後の一部支給停止措置については現行制度を維持
- 公的年金給付との併給調整については、公的年金受給の有無にかかわらず、ひとり親家庭の総収入により支給
- ひとり親家庭等医療費助成について

→早期の受診につなげるため、申請後の後払いではなく、窓口清算のない医療券での受診ができるよう自治体間のばらつきをなくす



## ⑦母子寡婦福祉資金貸付金について

- 貸付実績（金額）の8割が修学資金
- 保証人制度について再検討
- 給付型の修学資金制度の導入の検討
- 手続きが煩雑、緊急資金としては利用できない
- 返済方法の弾力的運用
  - 返済のための新たな借入を防ぐ（多重債務の端緒としない）
- 父子家庭も貸付金の利用ができるよう名称を「ひとり親等福祉資金貸付金」とする



## ⑧住居問題について

- 自立のためには住居の安定が第一ステップ
- 住居が安定が就業への意欲にもつながる
- 利便性の高い公営住宅への入居は困難
  - 優先枠を利用しても応募倍率が高くなかなか入居できない
- 民間賃貸住宅は、敷金等の初期負担はもちろん毎月の家賃の負担も重い
- 親が高齢などの理由で保証人を頼める人がいない
  - 家賃補助や自治体等の入居時保証の制度化検討を



## ひとり親家庭が100あれば100のニーズ

- 抱えている問題は複雑でも生活基盤の安定を得ることが自立への第一歩
- 早期の重点的な支援が重要課題
- ひとり親の自立は子どもの健全発達につながる
- ひとり親家庭の子どもも成長し、いずれ独立する
- 10年後、20年後、30年後を見据えた支援策を
- 個々の状況にあわせたきめ細やかな支援が望まれる





# ハンド・イン・ハンドの会について

ハンド・イン・ハンドの会は、離婚を考える人や母子家庭のネットワークグループです。「ハンド・イン・ハンド」とは「手に手をとって」という意味。



1979年活動開始

30年以上の活動実績



ご清聴ありがとうございました。